



品川区職員措置請求監査結果

(平成 29 年度地域拠点相談支援センター
事業運営委託契約に関する住民監査請求)

平成 30 年 5 月 22 日

品川区監査委員

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり通知する。

平成 30 年 5 月 22 日

品川区監査委員	島 田 幸太郎
同	森 井 じゅん
同	渡 辺 裕 一
同	大 倉 たかひろ

第1 請求の受付

1 請求人

住所省略 A

2 請求の受理

平成30年3月30日

3 請求書記載の内容

(1) 請求の要旨

ア 区は、品川区地域拠点相談支援センター事業運営委託を社会福祉法人 B（以下「B」という。）に対して、公募によらず随意に、また、実施する人員が同時に別の業務を行っているにもかかわらず、年収換算をした人件費による委託金額の契約を行ったことは、地方自治法に違反した契約の締結である

イ その結果、区長および福祉部は、B と締結した地域拠点相談支援センター事業運営委託の委託金額である2,649万円の損害を区に与えた。

(2) 措置要求

公募によって地域拠点相談支援センター事業の運営主体を決め、事業費を仕様書に基づいた設計書により客観的根拠のもと算定した委託契約を締結することを求める。

(3) 提出資料（事実証明書）

ア 品川区地域拠点相談支援センター事業運営委託契約書（B）

イ 品川区地域拠点相談支援センター事業運営委託契約書（C）

ウ 厚生労働省 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

4 請求の要件審査

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

区が B を受託者として、平成29年4月1日付で行った「品川区地域拠点相談支援センター事業運営委託（以下「本件委託」という。）」に係る契約の締結が違法または不当であるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）を監査対象部局とした。

3 証拠の提出および陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 5 月 15 日に、請求人からの新たな証拠の提出および陳述の機会を設け、聴取を行った。なお、この際、同条第 7 項の規定に基づき、福祉部長および障害者福祉課職員を立ち会わせた。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 区は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センターを障害者福祉課に置くとともに、地域の相談支援の中心的な役割を担う地域拠点相談支援センターを 4 つの事業所に委託しているが、このうち B と社会福祉法人 C（以下「C」という。）と事業運営委託を締結するに当たり、公募によらず随意契約を行っている。

イ これらの委託契約の仕様書は全く同じものを用いているが、異なる委託金額の場合、業務等の量的な違いがあればそれを仕様書に明記するのが一般的な取扱いであるが、区の仕様書にはそのような記載は一切ない。

ウ 委託金額の算定については、品川区契約事務規則（昭和 39 年品川区規則第 8 号。以下「規則」という。）で「予定価格は、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」、「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない」とあるにもかかわらず、見積書の徴取も行われず、また、仕様書を基にした設計書の作成もなく、単なる事業所の相談員の人数に年収を掛け合わせただけの不当な委託金額を予定価格としている。

エ 地域拠点相談支援センターについては、物理的な空間スペースが存在しておらず、指定特定相談支援事業所の事務所があるだけで看板すら掲げていない。また、地域拠点相談支援センターの相談支援員は、契約書記載の業務以外の計画相談支援を主に行っており、これは国の給付が別途行われている。B は指定特定相談支援事業所として指定を受け、管理者 1 名、相談支援員 4 人の 5 人で計画相談支援に従事

しているが、委託の算定となっている人員の5人と同じで、それ以外の人員は存在しない。

オ 以上により、区が公募を行わず B との随意契約によって地域拠点相談支援センター事業の運営委託契約を締結していることは、明らかに違法不当であり、これにより区の障害者が適切な相談支援を受けることが阻害されている。

(2) 請求人が提出した新たな証拠

請求人から、次に掲げる新たな証拠の提出があった。

ア 平成 23 年 6 月 30 日付厚生労働省資料 障害保健福祉関係主管課長会議資料

イ 品川区障害者等相談支援事業実施要綱（平成 19 年品川区要綱第 141 号）

ウ 平成 29 年度 当初歳出予算見積書（生活支援センター運営費）

エ 杉並区ホームページ「障害者地域相談支援センター すまいる荻窪」

オ 平成 28 年度品川区障害者生活支援センター相談事業内容集計一覧、平成 28 年度 B 障害者相談支援センター相談事業内容集計一覧および平成 28 年度品川区精神障害者地域生活支援センター相談事業内容集計一覧

カ 品川区ホームページ「相談の窓口（身体障害・知的障害・難病等の方の相談）」

4 監査対象部局の弁明

障害者福祉課に対して、本件に係る関係書類の提出を求めるとともに、平成 30 年 5 月 15 日に弁明の機会を与えるため聴取を行った。なお、この際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(1) 障害者福祉課の弁明の要旨

ア 「公募によらず随意契約を行ったこと」について

請求人の「地域拠点相談支援センターの事業運営委託を締結するに当たり、公募によらず随意契約を行っている」との主張について、区が公募によらず随意契約を行っていることは認めるが、これは法および地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）の規定によれば「随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる」との規定があり、地域拠点相談支援センターの業務は、障害福祉制度や障害特性についての深い理解と地域の実情を踏まえて専門的な支援が必要であることから、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをする」と

き」に該当するものとして、公募をせず随意契約とした。

なお、契約の相手方を B とした理由は、同法人はこれまで区内で複数の障害者施設の運営に携わり、豊富なノウハウを有している点、また施設利用者等から高い評価を得ている点などを評価する一方で、地域拠点相談支援センターは地域の相談支援業務の中核を担う役割を期待するものであることから、公募により同法人と同水準以上のサービス提供を行える運営事業者を確保することは非常に困難であると判断したためである。

イ 「随意契約における見積書の徴取」について

請求人の「見積書の徴取もなく」との主張について、規則では、原則として随意契約の際は必要な事項を示して見積書を徴取する一方、「見積書の必要がないと認められる相当な事由があるとき」には、例外的に見積書の徴取を省略できるとある。

本件委託契約は、平成 25 年度から B に委託し、その間の障害福祉制度の改正に対応できるよう毎年度委託契約を締結する際には、あらかじめ B と協議し、委託する業務内容を決定していた経緯があり、これを「相当な事由」と判断して見積書の徴取を行わなかったものである。

ウ 「予定価格（委託金額）の決定」について

請求人の「これらの委託契約の仕様書は、全く同じものを用いているが、異なる委託金額の場合、業務等の量的な違いがあればそれを仕様書に明記するのが一般的な取扱いであるが、区の仕様書にはそのような記載は一切ない」および「仕様書を基にした設計書の作成もなく、単なる事業所の相談員の人数に年収を掛け合わせただけの不当な委託金額を予定価格としている」との主張について、本件委託契約に係る委託金額の算定に当たっては、毎年度、あらかじめ各法人と協議し、委託する業務内容をそれぞれ決定し、その業務の遂行のために必要な人員体制や事業に係る経費を考慮している。

エ 「地域拠点相談支援センターの業務」について

請求人の「地域拠点相談支援センターの相談支援員は、契約書記載の業務以外の計画相談支援を主に行っており、これは国の給付が別途行われている」との主張について、これは、特定相談支援事業所として総合支援法に規定する計画相談支援を行ったことに対し自立支援給付費が給付されるものであり、本件委託契約については地域拠点相談支援センターの業務に対して、委託料を支払うものである。

なお、これらの業務は、一体的に行う必要があるため同一の場所において実施している。

(2) 障害者福祉課が提出した証拠

- ア 品川区の福祉（平成 29 年度版 抜粋）
- イ 重層的な相談支援体制（平成 30 年 3 月 30 日付「相談支援の体制整備と報酬改訂について」より引用）
- ウ 品川区障害者等相談支援事業実施要綱
- エ 品川区障害者生活支援センター（指定特定相談支援事業）リーフレットおよび平成 28 年度品川区障害者生活支援センター相談事業内容集計一覧
- オ B 障害者相談支援センターリーフレットおよび平成 28 年度 B 障害者支援センター相談事業内容集計一覧
- カ 地域拠点相談支援センター（品川区委託事業） C 障害者相談支援センターリーフレット
- キ 指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者地域活動支援センター I 型 品川区精神障害者地域生活支援センターたいむリーフレットおよび平成 28 年度品川区精神障害者地域生活支援センター相談事業内容集計一覧

5 現地調査

代表監査委員は、平成 30 年 4 月 17 日 13 時から 15 時までの間に C 障害者相談支援センター、 B 障害者相談支援センターおよび品川区障害者生活支援センターの調査を行い、その状況については同月 27 日の監査委員協議会にて報告した。

第 3 監査の結果および理由

1 結果

本件請求については、監査委員全員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

- ア 「基幹相談支援センターおよび地域拠点相談支援センター」について
 - (ア) 区は、品川区障害者等相談支援事業実施要綱において、総合支援法第 77 条の 2 第 1 項に規定する「基幹相談支援センター」の機能を障害者福祉課に置くと定めている。
 - (イ) 区は同要綱において、基幹相談支援センターの下、地域の相談支援の中心的な役割を担い、障害者の主体性を尊重しながら中立的な

立場に立つ相談支援センターとして「地域拠点相談支援センター」を置くこととし、品川区障害者生活支援センター、**B** 障害者相談支援センター、**C** 障害者相談支援センターおよび精神障害者地域生活支援センターの4センターを地域拠点相談支援センターとしている。

(ウ) (イ)の各地域拠点相談支援センターは、同センターに係る区からの委託業務のほか、総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者として「計画相談支援」を行っている。

イ 「公募によらず随意契約を行ったこと」について

(ア) 契約の締結について、法第234条第1項に「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と、同条第2項に「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されている。

(イ) 随意契約について、令第167条の2第1項に「法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする」と規定されている。この「次に掲げる場合」のうち、同項第2号には「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されている。

(ウ) 障害者福祉課は、これら法、令および規則の規定に基づき、委託先を**B**とする本件委託契約に係る意思決定を行い、これにより、区と**B**は平成29年4月1日付で本件委託契約の締結を行っている。

ウ 「随意契約における見積書の徴取」について

(ア) 随意契約における見積書の徴取について、規則第40条に「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない」と規定している。

(イ) 見積書徴取の省略について、規則第41条に「次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず見積書の徴取を省略することができる。(1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。(2) 法令により価格の定められている物を購入するとき。(3) 前各号のほか、見積書の必要がないと認められる相当な事

由があるとき。」と規定している。

(ウ) 障害者福祉課は、本件委託契約の締結の際、B から見積書の徴取は行っていない。

エ 「予定価格（委託金額）の決定」について

(ア) 随意契約における予定価格の決定について、規則第 39 条の 2 に「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 19 条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない」と規定している。

(イ) 規則第 19 条は一般競争入札における予定価格の決定方法に関する規定であり、同条第 1 項に「予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合または総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる」と、同条第 2 項に「予定価格は、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定している。

(ウ) 障害者福祉課は、本件委託契約の予定価格（委託金額）を決定するに当たり、仕様書および内訳書は作成しているが、設計書等は作成していない。

(2) 判断

以上のような事実関係を総合して、本件請求について以下のように判断する。

まず、第 1 に、公募によらず随意契約を行ったことについて、請求人は「地域拠点相談支援センターの事業運営委託を締結するに当たり、公募によらず随意契約を行っている」と主張する。これに対して、障害者福祉課は「地域拠点相談支援センターの業務は、障害福祉制度や障害特性についての深い理解と地域の実情を踏まえて専門的な支援が必要であることから、法および令の規定に基づき「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして、公募をせず随意契約とした」と弁明する。

法は、契約の締結の方法を一般競争入札、指名競争入札、随意契約およびせり売りと定めている。このうち「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、随意契約の締結に当たっては、令第 167 条の 2 第 1 項各号（第 1 号から第 9 号まで）に掲げる場合に該当するときに限ると

されている。

本件委託は、委託先を B とする意思決定に基づき随意契約を行っているが、障害者福祉課によれば、随意契約とした理由は令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当する契約であること、委託先を B とした理由は同法人はこれまで区内で複数の障害者施設の運営に携わり、豊富なノウハウを有している点、また施設利用者等から高い評価を得ている点などを評価する一方で、地域拠点相談支援センターは地域の相談支援業務の中核を担う役割を期待するものであることから、公募により同法人と同水準以上のサービス提供を行える運営事業者を確保することは非常に困難であると判断したためであると弁明しており、公募によらず B を委託先とする随意契約を締結したこれら理由については、一定の合理性が認められると解する。

なお、各自治体における障害福祉サービスの実情、委託する業務内容など要件は様々であり、これらを総合的に判断して公募によるか否かを決定する権限は区にあることから、本件委託が公募によらず随意契約をしたとの事実をもって、これが法に反する契約の締結であるとは認められない。

第 2 に、随意契約における見積書の徴取について、請求人は「見積書の徴取もない」と主張する。これに対して、障害者福祉課は「本件委託契約は平成 25 年度から B に委託し、その間の障害福祉制度の改正に対応できるよう毎年度委託契約を締結する際には、あらかじめ B と協議し、委託する業務内容を決定していた経緯があり、これを「相当な事由」と判断して見積書の徴取を行わなかった」と弁明する。

随意契約における見積書の徴取について、規則第 40 条に「随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない」とある一方、規則第 41 条各号（第 1 号から第 3 号まで）に「見積書の徴取を省略することができる場合」を定めている。

本件委託契約については、障害者福祉課が弁明するような事情があったとしても、そのことをもって見積書の徴取を省略できる「相当な事由」があったとは言い難く、見積書を徴取すべきであったと言わざるを得ない。

第 3 に、予定価格（委託金額）の決定について、請求人は「これらの委託契約の仕様書は、全く同じものを用いているが、異なる委託金額の場合、業務等の量的な違いがあればそれを仕様書に明記するのが一般的な取扱いであるが、区の仕様書にはそのような記載は一切ない」および

「仕様書を基にした設計書の作成もなく、単なる事業所の相談員の人数に年収を掛け合わせただけの不当な委託金額を予定価格としている」と主張する。これに対して、障害者福祉課は「本件委託契約に係る委託金額の算定に当たっては、毎年度あらかじめ各法人と協議し、委託する業務内容をそれぞれ決定し、その業務の遂行のために必要な人員体制や事業に係る経費を考慮している」と弁明する。

随意契約における予定価格の決定について、規則第 39 条の 2 に「あらかじめ第 19 条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない」と定めている。なお、一般競争入札における予定価格の決定方法について、規則第 19 条第 2 項に「予定価格は、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と定めている。

障害者福祉課の弁明によれば、本件委託に係る予定価格（委託金額）の算定に当たっては、規則第 19 条第 2 項の規定に準じて、毎年度各法人と協議し、業務内容等を考慮して決定しているため、同じ仕様書であっても法人によって金額が異なることはうかがい知れる。なお、算定に当たって障害者福祉課は設計書等を作成していないが、規則上特に設計書等の作成を義務付ける規定は見当たらない。

第 2 および第 3 を総合すると、随意契約を締結するに当たっては見積書の徴取は必要であり、見積書を徴取しなかったことは手続上の不備があったと言わざるを得ない。また、予定価格（委託金額）の算定に当たっては、必ずしも設計書等の作成は必要ではないが、その算定に当たってはより客観性や合理性が求められるべきであったと解する。しかしながら、本件委託契約に係る予定価格（委託金額）の算定については客観性や合理性が十分でないとしても、規則第 19 条第 2 項の規定に準じて、毎年度各法人と協議し、業務内容等を考慮して委託金額を決定していたとの事情を考慮すると、直ちに違法または不当な委託金額であるとは認められない。

第 4 に、地域拠点相談支援センターの業務について、請求人は「地域拠点相談支援センターの相談支援員は、契約書記載の業務以外の計画相談支援を主に行っており、これは国の給付が別途行われている」と主張する。これに対して、障害者福祉課は「本件委託契約に係る業務への委託料のほか、計画相談支援には自立支援給付が支給されるが、これらの業務は一体的に行う必要があるため同一の場所において実施する」と弁明する。また、現地調査を行い、各地域拠点相談支援センターの所在地を確認し、現地調査時に関係職員から各地域拠点相談支援センターにおける委託業務および計画相談支援の実施状況について聞き取りを行った。

この結果、請求人が主張する「契約書記載の業務以外の計画相談支援を主に行っており」との事実については確認することができなかった。

以上のことから、請求人の「公募によらず随意に、また、不当な委託金額の算定による委託業務の執行を行っている」との主張に理由はなく、よって、請求人の「 B と締結した地域拠点相談支援センター事業運営委託の委託金額の損害を区に与えた」との主張には理由がないと判断する。

第4 意見

監査を行う中で、今後の事務執行において留意すべきと思われる点が見受けられたので、次のように意見を付す。

見積書の徴取や委託金額の算定その他契約事務のあり方について、今後福祉部全体として更なるチェックを行うなど、確認体制の強化を図られたい。

《資料》

*以下、原文のまま記載。事実証明書等省略。

品川区職員措置請求書

品川区長及び品川区福祉部に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象：品川区長及び品川区福祉部

(2) 品川区地域拠点相談支援センター事業運営委託（平成29年4月1日付品福障発第384号）、を社会福祉法人 B に対して、公募によらず随意に、また、実施する人員が同時に別の業務を行っているにもかかわらず、まるまる年収換算をした人件費による委託金額の契約を行ったことは、地方自治法に違反した契約の締結である。

(3) 本契約を締結するにあたり、品川区では見積書の徴取を行わず、相談支援員の人数による算定を行っている。ところが、この相談支援員は当該委託事業の業務以外の「計画相談事業」を主に行っており、これらについては国の給付が別途行われている。これは、運営事業者が事業費を二重に取得しており、違法な執行であるのは明らかである。

当該委託事業の業務は、仕様書の「5. 委託内容」に「品川区障害者等相談支援事業実施要綱 第6条に規定する業務」となっている。

そして、当該要綱の第6条で、「第6条 地域拠点相談支援センターの業務は、第2条に掲げる障害者相談支援事業を基本事業として行い、かつ次に掲げる業務を行う。(1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16号に規定する相談支援。(2) 関係機関等との定期的な連絡会の実施および地域の相談支援事業所等との連携および調整。(3) 区および基幹相談支援センターに対する地域相談支援状況に係る定期的な報告。

(4) 障害福祉サービスに必要な「障害支援区分」の認定調査。(5) 基幹相談支援センターとの連携による計画相談支援の定着化。」となっている。なお、第2条は、「障害者相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。(1) 福祉サービスの利用援助に関する業務

(2) 社会資源を活用するための支援に関する業務 (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務 (4) ピアカウンセリングに関する業務 (5) 権利擁護のための必要な援助に関する業務 (6) 専門機関の紹介に関する業務」となっている。

ところが、品川区の地域拠点相談支援センターは、障害者施設の指定計画相談支援事業所と同じ場所であり、国の業務である計画相談支援事業との切り分けもなく実施されており、地方自治体が独自に実施する一般相談支援事業がほとんど行われていない。例えば、B は指定特定相談支援事業所として指定を受け取り、管理者1名、相談支援員4人の5人で計画相談の事業を行っている。品川区の地域拠点相談支援センターは物理的な実態はなく、看板も掲げられておらず、委託の算定となっている人員は全て上記5人以外の人員は存在しない。なお、指定特定相談支援の人員及び運営に関しては、厚生労働省が基準を策定しており、管理者と相談支援専門員については、原則、専従であることが規定されている。ただし、業務に支障がない場合は兼務も認められているが、品川区の指定特定相談支援事業所においては、計画相談以外の委託相談支援事業については、執務スペースも存在せず、開所時間帯に相談支援員は誰もいない（電話番号のみ）場合がほとんどで、計画相談の対象支援員でなければ対応にも当たらない。

また、委託金額については、品川区の契約事務規則において、「第19条 2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」「第40条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。」としているにもかかわらず、見積書の徴取もなく、また、人件費の単価の根拠が予算説明書や設計書に全く示されていない。

しかも、全く同じ仕様書を用いて、D と C にも、異なる委託金額で同じ委託契約を締結していることは合理性が微塵もない。委託内容に、量的な違いがあるのであれば、これを仕様書に記載することは当然のことと思われるが、その記載がどこにもない。そもそも、この契約の仕様書を基に作成する設計書がなく、単なる事業所の相談員の人数に適当な年収を掛け合わせただけの不当な委託金額を予定金額としている。

さらに、世田谷区、杉並区を始めとする多くの自治体では、これらの委託事業を公募によって事業者を選定しているが、品川区では公募をせず随意契約を行っている。

以上より、当該委託契約は、不当な委託金額の算定による委託業務の執行を行っており、地方自治法に反している。

(4) 現在、品川区は、品川区地域拠点相談支援センターとして、**B**、**D**、**C**の三者を随意に選定している。このうち、**B**と**D**の相談支援員は、区内の障害者施設の運営実績しかないため、区外の情報は全く持っていないし、調整能力も備わっていない。区内には障害者施設が少なく、空きが無く、区外や都外の施設の情報と調整能力を求めているにもかかわらず、その役割を果たしていない。ところが、これらの法人は、品川区から地域により割り振られた障害者の相談事業を独占的に請け負っており、他事業所が参入できない状況を作っている。これにより、障害者が相談支援施設を選択できる権利を奪われるとともに、適切な相談支援を受けることが阻害されている。従って、品川区長および品川区福祉部は、**B**と締結した地域拠点相談支援センター事業運営委託の2,649万円の損害を区に与えた。

(5) 公募によって地域拠点相談支援センター事業の運営主体を決め、事業費を仕様書に基づいた設計書により客観的根拠のもと算定した委託契約を締結することを求める。

2 請 求 者

住 所 省略

職 業 省略

氏 名 **A**

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成30年3月30日

品川区監査委員 (あて)